

東彼杵町農業委員会初総会議事録

1. 開会日時 令和4年6月16日(木) 午前14時～
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 1階 研修室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光弘
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 面田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心美由紀	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 事務局 前田 篤史 書記 峯 彩乃

議事日程

1. 臨時議長の選任
2. 会長の選任
3. 会長職務代理者の選任
4. 総会時の議席決定
5. 議事録署名委員の指名について
6. 農地利用最適化推進委員の承認について
7. その他

<p>事務局長</p>	<p>初総会ですので、農業委員会会長及び会長職代理者を決定する必要があります。そのための臨時議長を選出し、議事を進めていただきます。その議長の選出につきましては地方自治法 107 条に初会合の折、議長の職務を行うものがない時は、年長の議員が行うと規定をされております。その規定を準用しまして、仮引継番号 12 番 77 歳であります宮脇委員を臨時議長に選出して良いかお諮りいたします。</p> <p>異議なし</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。宮脇委員よろしくお願ひいたします。</p>
<p>臨時議長</p>	<p>臨時議長ということで先ほど事務局長から紹介がありました宮脇でございます。よろしくお願ひいたします。それではお諮りをいたします。会長の選任及び会長代理の選任について会長の選任、またはこれに関連がございます会長職務代理者の選任につきましては、一括して議題といたします。農業委員会に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、会長は、委員が互選をした者をもって充てる。となっております。また、第 5 項の規定により、会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。となっております。</p> <p>お諮りをいたします。会長及び職務代理者の互選の方法はいかがいたしましょうか。ご意見をいただきたいと思ひます。</p>
<p>山口委員</p>	<p>9 番、山口です。前会長も活躍いただいたので慣れた方がされると会も大変スムーズに進むと思ひますので良かったら推薦という格好でさせていただきたいです。</p>
<p>臨時議長</p>	<p>ありがとうございます。その他にありませんでしょうか。</p> <p>今、山口委員さんからご提案がありました選考の方法につきましては、互選という方法と立候補者に対する投票による方法または指名推薦という選考方法で、選考委員とこのを選定する方法がございますけど、これまでは指名推薦として選考委員会による推薦方法で決定いたしておりましたが、いかがでしょうか。選考委員とこのを立てて、その中で選考委員の方からご指名、ご協力をいただいて指名させていただくと、いう形でいかがでしょうか。選考委員を立てるということでいかがございましょうか。よろしいでしょうか。</p>
<p>山口委員</p>	<p>はい。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>臨時議長</p>	<p>その選考委員の指名につきまして事務局の方から皆さんの方にお諮りがあります。</p>

事務局長	事務局の方で考えておりました選考委員さんがいらっしゃいますので、地域性や経験などを考慮しまして考えておりますけども、まず彼杵の代表としまして森田委員さん、千綿から林田委員さん、あと認定農業者かつ推進委員と色々経験されています山口委員さん、それと女性の委員を代表されました清心委員さんの以上4名の方をお願いしたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。
臨時議長	はい、今事務局の方から名前を挙げて推薦委員としてご指名をいただきましたけども、この4名の方でよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
臨時議長	ではご了解をいただいたということで、今、事務局の方からご指名いただいた4名の方、別室の方に部屋を用意しておりますので、ご協力いただきたいと思います。
事務局	その他の方はすみません、休憩をお願いします。 暫時休憩
臨時議長	会議を再開したいと思います。選考委員から結果を発表していただきます。
林田委員	8番、林田です。先程選考委員4名で協議をいたしまして、候補として会長を前回に引き続き西坂秀徳さん、職務代理を森重幸さんをお願いをしております。
臨時議長	ありがとうございました。只今発表がありましたように西坂秀徳委員を会長とし、森重幸委員を職務代理として選任することに異議ありませんか。 (異議なしの声)
臨時議長	ありがとうございました。では西坂秀徳委員を会長に、森重幸委員を職務代理にという事で決定いたしました。ここで臨時議長を降壇させていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局長	宮脇委員、臨時議長たいへんお疲れ様でした。スムーズな議事進行ありがとうございました。それでは早速ですが議事に移りたいと思いますので、新しく会長にきまりました西坂会長に議長の席にお移りいただきまして、議事の進行をお願いいたします。
議長	皆様こんにちは、只今任命をいただきました西坂です。前回に引き続きということで頑張っていきたいと思っておりますけれども、自己紹介の中で福田委員さんが言われたよう

	<p>に、特に農業化の法的な部分がかかなり変わってきている部分があります。来年の5月にもまた法改正がある中で、農業関係、住宅宅地造成とかいろんな横繋がりが出来てきて、そういう部分があります。いろんな農業の法の決まり方が東北あたりをメインでイメージされて作られている気が私はしております。長崎県においては、非常に中山間が多く、特に東彼杵町においては中山間が多くて、だから委員さんの横の繋がりを大切にしながら、そういう意見を上に挙げていかないと東彼杵町が厳しい状況、やりにくい状況が続くかと思っておりますので、特に委員さんの地元の意見、地元の状況を共有していきながら、やっていただければ非常に助かると思っておりますし、していかなければならないと思っておりますので、どうぞまたこれから3年間よろしくお願ひしたいと思ひます。では改めて議事を進めて参りますけども、その前に会長職に関わる兼任職についての報告がありますので、事務局より説明をお願ひいたします。</p>
事務局長	<p>只今西坂委員さんが会長に就任されました。この農業委員会は系統組織でありまして、上組織としておりまして一般社団法人長崎県農業会議、さらにその上部に全国農業会議所がございます。会長は、自動的に、長崎県農業会議所の委員となりますので、ご承知頂きますようお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、議案の方に移りたいと思ひます。総会時の議席の決定についてです。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>東彼杵町農業委員会会議規則第5条の規定により、議席はあらかじめくじで定める。議席には番号を付ける。となっております。定数は14名ですので、議席番号は1番から14番となります。ここで同意の上、決定していただきたいことが2点あります。1点目は、これまで慣例によって、定例総会を運営する上で、会長は末尾の14番、職務代理者は13番としておりました。よって今回も同様とするかを決定して頂くこと。2点目は、「くじ」による決定にあたり、「1回目にくじを引く順を決定する予備抽選を行って、再度その順にくじを引き議席を決定するか」または「最初1回にくじで議席番号を決定するか」の2点を決めていただきたいと思ひます。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明・報告のあった2点について、皆様の承認を受けたいと思ひます。まず第1に、お諮りします。まず、1点目の議席番号14番を会長、13番を職務代理者としてよろしいでしょうか？挙手をお願いします。</p> <p>(一同挙手)</p>
議長	<p>賛成多数で、「くじ」から議席番号14番、13番を除きます。それから2点目ですけれども、「くじ」の抽選方法ですが、2回か1回か、どちらにいたしますかお計りします。1回でよろしいでしょうか。これも挙手をお願いします。</p>

	(一同挙手)
議長	全会一致で1回のくじで議席番号を決定する事と致します。 只今から事務局がクジによる抽選を行いますので、その間暫時休憩といたします。
事務局	それでは仮議席番号順にくじを引いていただきます。
事務局長	それでは議席番号を仮議席番号順で発表します。 西田委員さんは8番、森田委員さんは11番、会長は14番で、森委員さんは7番、川井委員さんは10番、福田委員さんは3番、森重幸さんが13番で、林田委員さんが5番、山口委員さんが6番、出口委員さんが4番、入江委員さんが9番、清心委員さんが12番で、宮脇委員さんが2番、迎委員さんが1番。 それでは決定した議席に移動をお願いします。
事務局長	ここで次の議事に入ります前に総会時の進行要領を説明させていただきます。総会の進行は農業委員会会議則によりまして会長が行います。総会中に発言は手を挙げていただいて、会長の指名のあとに議席番号と名前を言ってから発言をお願いします。発言についてはできるだけ簡潔明瞭をお願いいたします。また、発言者が発言をされる際は発言者以外の私語は慎んでいただくようお願いいたします。総会中の議事については議事録として公表することが義務付けられておりますので、全て録音し議事録を作成します。なお、途中で話を中断する時や議事録に残さないで自分の意見を述べたい時は会長に暫時休憩の要求をお願いします。以上の要領で今後の総会を進行していきますので、よろしく申し上げます。なお、任期中はこの議席番号が継続されます。今後の席順も議席番号の順となりますので、宜しく申し上げます。
議長	ここで会議規則第18条による議事録署名委員2名の指名を行います。 慣例によって議席番号順とさせていただきますが、よろしいですか。 (異議なしの声)
議長	それでは1番の迎委員、2番の宮脇委員を指名します。議事に移ります。「農地利用最適化推進委員の承認について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。
事務局長	農地利用最適化推進委員さんですが、平成28年4月から施行された改正農業委員会法の施行により、農地利用集積及び耕作放棄地解消などを目的に新設された特別職です。農業委員会法(第17条)によって、農業委員会が委嘱することが義務付けされて

おり、任期は農業委員さん同様3年間となっています。

人数の基準ですが、農業委員会法施行令(第8条)で、概ね農地面積100haに1人を配置することとなっています。東彼杵町の場合、昨年度末時点で、農地面積は約1,380haとなっており、14名の定数となっています。

委員さんの公募については、町内を状況が類似している隣接11地区に分け、地区区長さん等へ推薦をお願いする形で、昨年11月26日から12月27日まで実施し、14名の方が地区から推薦がされました。農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱することになっていますが、法第19条第3項において、地区から推薦された結果を尊重しなければならないとなっています。

それでは、推薦のあった14名の方々を2ページ・3ページの表で説明します。

別紙のA3の表をご覧ください。なお、この資料は推薦届が提出された順に記載しており、3月時点のホームページ最終公表資料でございます。左側が推薦地区の代表者、殆どが区長さんとなっております、右側が推薦を受けた方になります。それでは、受付番号順に説明したいと思います。

最初の中岳の田中恵さんになられます。推薦の理由としましては地区の役員を長年務めており地域の農業に非常に精通しているということで中岳から推薦されております。

続きましては富永さんです。富永さんに置かれましては最適化推進委員と農業委員さんとされておりまして、計6年間活動されていたということで地区から推薦されております。

続きまして平似田の福島さんでございます。福島さんにおかれましては前回推進委員を3年なされているということでありまして、平似田・木場から推薦されております。

続きまして坂本の大原さんになられますけれども、地域活動にも積極的で農業活動もされているということで、坂本・菅無田・法音寺の方が推進されております。

続きましては東町になりますけど下野さんです。下野さんは経歴には書いてありませんけれども、前回も推進委員をされているということで農家情報に精通されているということで推薦されております。

続きましては蔵本の森さんでございます。地域活動に積極的で農協活動などを通じて農家情報に精通しており地域の信頼も厚いということで、蔵本・金谷・本町・下三根から推薦されています。

続いて太ノ浦の森土雄さんでございます。森さんは親子で農業に従事されていて、地域でも先頭に立って活動されているということで、地域の信頼も厚いということで推薦をされております。

続いて菅無田の菅田さんになります。地域からの信頼も厚く、地域の農業や農家情報にも精通していると、また経歴には書いてありませんけれども土地改良の役員もされていたということもあり、菅無田・坂本・法音寺から推薦されております。

続きまして大音琴の琴浦清さんです。地域活動に積極的で地域の農業や農家情報に精通されていると、経歴にも書いています通り、大音琴の区長や自治会長を歴任されて

	<p>おりますので地域の信頼も厚いということで推薦をされているようです。</p> <p>続きまして川内の前平好幸さんになります。専業農家としてアスパラガス等役員も引き受けられているということで地元の信頼もあるとのこと推薦されております。</p> <p>続きまして飯盛地区の松葉重光さんです。地域の農業や農家情報に精通しておられると、また、以前最適化推進委員をされていたこともありまして、山田・樋口・川内・飯盛地区から推薦されています。</p> <p>続きましては八反田の福田誠一さんでございます。いちご農家で地域の農家とのつながりが深く地域農業や農家情報に精通されていると、経歴を見ていただくとわかると思いますけど役員もかなり歴任されているので地元から推薦をされているようになります。</p> <p>続きましては駄地地区の渡邊稔さんでございます。地域活動に積極的で、また農協活動等を通じて地域の農業や農家情報に精通されているということで、また経歴にもあります通り中山間の代表をされていることもあり、瀬戸・駄地地区から推薦されております。</p> <p>最後に一ツ石の松尾正敏さんです。認定農業者であり茶業に専念し、地域情報にも精通してされているということもあり、里・一ツ石地区から推薦されております。</p> <p>以上 14 名の方々ですが、先ほど申し上げましたとおり、地区からの推薦を尊重しなければならないという規定もございますので、14 名の委員については、一括してご承認頂ければと存じます。 以上です。</p>
議長	<p>はい、事務局から説明がありましたけれども、農地利用最適化推進委員の承認については、推進委員候補者を一括して承認を諮ります。何か質問等ございましたら挙手をお願いします。ご意見ないでしょうか。</p> <p>はい</p>
議長	<p>それではお諮りします。提案がございました推進委員さんの全ての方につきまして、承認する方今回挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。採決の結果、全委員賛成ということで農地利用最適化推進委員候補者 14 名全員を承認することといたします。尚、推進委員さんの委嘱式につきましては、6 月 27 日の定例総会時に行いたいと思います。</p> <p>続きまして、その他の事項に移ります。まず、(1)各種協議会等委員の選任について。ということで事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6 ページをお開きください。各種協議会委員の専任についてということで、農業委員</p>

	<p>会はいくつかの外部関係団体の委員として、構成員となっています。5つございまして、1番が農業振興地域整備促進協議会は、農業振興地域の指定等を設定する組織でありまして、現在、農業委員会会長が組織の会長となっています。会長については、あて職で委員をお願いしてまして、残り2人を彼杵地区・千綿地区からそれぞれ1名ずつお願いします。</p> <p>6ページにありますように左側に今の旧役員ということで前回任期の、三坂さんが彼杵地区、林田さんが千綿地区となっております。</p> <p>2番ですけれども、東彼杵地域農業再生協議会は、主に水田対策を決定する組織となっております。こちらは会長が委員をお願いします。</p> <p>3番が東彼杵町農業振興協議会です。農業振興に関する全ての事項について、総合的に協議する組織です。これも現在、農業委員会会長が組織の会長となっていますので、会長はあて職で引き続き委員をお願いします。残り2人を彼杵地区・千綿地区から1名ずつお願いします。</p> <p>4番、東彼杵町人・農地プラン検討委員会は、地域農業マスタープランを策定する組織となっています。会長はあて職でお願いし、もう1名は女性委員の登用割合を高める必要があることから、前回清心委員さんをお願いしておりますけれども、今回もまた女性委員でお願いしたいと思います。</p> <p>以上4つ、いずれも設置が条例・要綱・規則で義務付けられているもので、国・県からの補助金の受け皿となるものもあります。</p> <p>5番が東彼杵町観光協会会員については、旧ふるさと交流センターから名称変更したもので、東彼杵町観光協会、東彼杵町にある多くの団体が会員となっています。会長はあて職でお願いします。</p> <p>それでは、まず1番目の東彼杵町農業振興地域整備促進協議会委員からいきたいと思います。私はあて職となっているそうですので、残り2名の方を決めたいと思っております。地域性を考慮して事務局の説明のとおり、彼杵地区から1名、千綿地区から1名というかたちでいきたいと思います。</p> <p>ある程度こちらの方で指名させていただいてもよろしいですかね。</p> <p>はい</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、彼杵地区から宮脇委員さん、千綿地区から林田委員さんの方をお願いしてもよろしいでしょうか。お願いします。</p> <p>はい</p>
議長	<p>次に、2番の東彼杵地域農業再生協議会委員ですけれども、これもあて職になっているようなので私になりますが、よろしいでしょうか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、東彼杵地域農業再生協議会委員は私が委員となります。つぎに、3番の東彼杵町地域農業振興協議会会員です。これも私があて職となっているようですので、残り2名ですが、これも地域性を考慮して彼杵地区から1名、千綿地区から1名というかたちでいきたいと思いまけれども、これも指名させていただいてよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>彼杵地区から森計人委員、千綿地区から森重幸委員さん、お願いしてよろしいでしょうか。</p> <p>はい</p>
議長	<p>続きまして、4番目の東彼杵町人・農地プラン検討委員会委員です。これも私はあて職になっているようですので、残り1名ですが、これも事務局の説明のとおり、女性委員が必要であります。これまでの知識・経験もあられる清心委員さんに引き続きお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>はい</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、清心委員さんよろしくお願いします。</p> <p>最後に5番目の、東彼杵町ふるさと交流センター会員ですが、これもあて職となっているようですので私となりますが、私がしたいという方は手を挙げていただければ助かりますけれども、私でよろしいでしょうか。</p> <p>はい</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、引き続き、(2)6月定例総会日程について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議題の1番最初のページ、6月定例総会について、6月27日月曜日いつもより遅いですが、13時30分から2階の総合会館大会議室で予定しております。以上です。</p>
議長	<p>今、事務局から説明があったとおり、6月27日月曜日の13時30分からの定例総会で</p>

事務局	<p>す。再度文書は出さないということですので、お忘れなくお越し下さい。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員さんの委嘱状交付を行いますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>服装はクールビズ？</p>
議長	<p>そうですね。推進委員さんに正装で来ていただくので、できれば農業委員さんも、集合写真もまた撮ると思いますので。</p>
事務局	<p>次の総会 6 月 27 日も正装でよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、続いて 4 番目の農業委員会の業務及び農業委員の役割について、事務局から説明をお願いします。</p>
議長	<p>休憩はいいですか。</p>
事務局	<p>休憩入れましょうか。</p> <p>後ろの時計で 3 時 10 分まで休憩ということですのでよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>再度文書は送らないと言いましたけど、資料等は送りますので。</p> <p>休憩</p>
事務局	<p>総会資料 7 ページをお開きください。農業委員・農地利用最適化推進委員の役割・活動について、ということで主なものを列記しております。その他にも出てくるかと思ひますけども、だいたい主要なものがこの辺かということで書いております。</p> <p>まず上の表はですね、その活動内容で、下の表は毎月の定例総会でよく協議する内容、よく上がる議題を書いております。</p> <p>上の表から行きます。まず総会での法令業務の許可・決定等で、こちらは農業委員のみの権限となっています。実際の法律の許可を出したりとか、計画の承認をしたりするのを決定するのを行っております。</p> <p>2 番目に、総会に出席し、議案等に対する意見を述べる、ということで、こちらは地元の方を中心に、意見をいただいております。推進委員さんも入っております。</p> <p>3 番目、農地等の権利移動等、売買とか改植に係る相談対応及び現地調査ということで、事務局に、貸し借りしたいですとかそういう相談があったときには、地元の委員さんを紹介して一言お伝えしてくださいということで、必要に応じて現地調査をしていただいておりますので、こちらに書いております。</p> <p>4 番目、農地転用申請及び農地改良届に係る現地調査、ということで、農地転用、農地を農地以外の使い方をするための申請と、造成を行う農地改良の届出です。こちらは、毎月総会が午後からありますけど、その日の午前中に調査をしております。地元</p>

事務局	<p>の委員さんと農業委員さんからは当番の委員さんということで、2名いつも参加いただいております。事務局から事前に連絡がいきますので、出られるときは対応をお願いします。</p> <p>次が利用状況調査、全筆調査ということで、これが結構大変な作業になると思います。毎年7月下旬から9月まで実施をしていただいています。農地を全て見ていただくという内容で、地区に分かれてしていますけども、令和元年度からタブレット端末を活用して調査しております。なるべく簡単にできるような調査にしていますけども、やっぱり慣れないなという方も多いいということで、差し当たって7月下旬から、来月7月の総会でまた説明をさせていただきます。</p> <p>その次が日常業務の中での農地パトロール。この辺が、今、国の方から重要視されているところで、活動記録を中心にとっていただく必要があるということで、これもまたあとで説明いたします。</p> <p>農地利用の最適化に係る活動、ということで、担い手等への農地の集積・集約・あっせんなど、耕作放棄地の発生防止、解消活動、新規参入者の促進、人・農地プランの推進といった活動となっております。</p> <p>和解の仲介、農業経営の合理化に係る業務、利用意向調査や非農地通知に関する周知・相談対応ということで、実際10月頃から始まりますけど、またその都度その都度その月の総会で説明していきたいと思います。</p> <p>農業者年金の普及・推進、全国農業者新聞の普及・推進といった活動となっています。総会でよく協議する内容が下にありますけど、農地等の権利移動、貸し借りの方法はだいたい3つありまして、農地法第3条、基盤強化法第19条、農地中間管理事業ということで、これはほぼ毎月あります。今月も協議する予定ですのでその時簡単にこういうところを見てくださいねとお話をしたいと思います。</p> <p>農地転用申請、農地を農地以外に利用する目的ということで、県が許可するものですが、町から事前に審議して進達するというようになっております。</p> <p>農地改良届、盛土・切土などの造成を伴うものということで、前年度からなるべく造成を行うものは届出を出さなきゃいけないと周知しているところになります。特にお茶の改植あたりで前年度もいっぱい出てきましたけど、まだ内容については勉強中なところもございまして、今後みんなでもよくなっていききたいと思っておりますので、事案がきたら協議をよろしく申し上げます。</p> <p>次に、農地あっせん申出、ということで地元委員を中心にあっせん委員を選定していますけど、もう作りきれないので誰かに貸したい、売りたいというご相談がよくあります。こちらからはまずあっせんを出してくださいとしかいうことが出来ないので、出してもらって、出してもらったら出してもらったで皆さんにはご苦勞をかけるのですが、誰か作れる人はいないか探していただくというような内容となっております。</p> <p>農業振興地域内整備計画変更に対する意見ということで、農振農用地、農地に使うような指定をされている土地が町内にいっぱいありますけど、その農用地から外すと</p>
-----	--

<p>事務局</p>	<p>か、また農用地に入れるとか、そういうのを審議する内容です。町が決定しますけど、町から意見を聞かれて農業委員会として回答するといった内容になっています。</p> <p>一番下に書いておりますけど、いずれも申請・計画等の妥当性を協議するというところで、受人・借人の状況、周囲への影響などを農家の目線で見てもらえたらなと思っております。</p> <p>次ですけれども、農業委員会憲章と書いてある別冊の資料ですけど、毎年この業務必見っていうのをお配りしてるんですけども、これは 2021 年の業務必見から購入しております。今年も予算をとってありますので、また買ってお配りしたいと思っております。</p> <p>1 番最初のページは農業委員会の紹介になっていて、次のページからですけど、農業委員会の業務の概要です。新任の方はわからないと思いますけど、これから業務をするうえでこれがこれに結び付くと後でわかっていただければなと思います。ざっと黄色に色を付けたところを中心に説明していきます。</p> <p>まず左下に 18 と書いてあるところからですけど、農業委員会の業務、大きく 4 つに分類ということで下の表の 4 つです。農地の確保と有効利用とか、農地等の利用の最適化、この辺がよく言われるものです。あとは担い手の確保とか、農業者の代表として意見を機関に出すといった活動になっています。</p> <p>19 ページですけども、重要な点は 3 つありますということで、1 つ目最重点は、委員の活動の見える化、地域の実態を踏まえた目標設定、活動記録簿に活動結果を記帳・共有することにつきます、と農地台帳の情報の最新化、この辺を今重点的にされていきますけど、先の話にもありましたけど、制度改正が行われていて、業務が増えたり複雑になっているところもありますけども、去年のベースでお話しさせていただきます。20 ページ、農地利用の最適化とは、担い手への農地利用の集積・集約化、担い手は認定農業者とかです、担い手に対して農地を集めていくというのとか、遊休農地の発生防止・解消、あと新規参入の促進の 3 つの取り組みを言います。</p> <p>最適化は「3 ステップ」で、農地・人情報の収集、意向把握、地域・集落の話し合いに臨む、調整マッチングを行うということで、21 ページの表にあるような感じでしてくださいってなっています。第 1 ステップがパトロール&戸別訪問とか、日常的な農地パトロール。第 2 ステップでは、話し合いを地域でしてくださいと、後にも出てきますけど人・農地プランの話し合いとか、3 番のマッチング、担い手へ農地を集めていこうと、地域ぐるみで決めて、遊休農地を減らしたり農地を有効利用していこうという風になっております。</p> <p>21 ページの一番下にも書いてありますけど、活動記録簿等の記帳と、この辺を再々説明していこうというところですよ。</p> <p>22 ページは、最適化推進指針の整備・公表ということで、ホームページなどで公表しないといけないですよ、となっています。</p> <p>4 番が最適化の課題ということで、23 ページの「全国 8 割の委員会が農地の集積・集約の課題として担い手がいない、遊休農地発生防止・解消の課題として 9 割の委員会</p>
------------	---

が担い手等の不足と回答しています。」ということで、東彼杵町も漏れずこの状況であると言えると思います。全国的にもそういう課題となっているという状態です。

24 ページ、ここが出てきますけど、人・農地プラン実質化の取り組みということで、結果から言いますと、今、東彼杵町においては、一部の地区、小音琴、口木田、駄地、遠目を除いたところで人・農地プランの実質化というのが終わっております。

人・農地プランというのがだいたいどういうものなのかということ、24 ページ下の表にありますけども、まずアンケート調査をして、現状の把握、これが年齢別とか、後継者がいる・いないとか、地図に落としてそれを作って、そして3番で、今後この農地をどうしていくとか、この地区にはこういう認定農業者がいるとか、こういう担い手がありますよとかいう計画を作っていますけども、それを人・農地プランと言います。今から求められていくのがステップ6の人農地プランの実行ということで、右側ですけども、「5～10年後にお家を担う中心経営体に関する方針が実現できるよう、委員の皆さんは中心経営体に向けて農地をマッチングしましょう」ということで、話を聞いてそういう担っていく人に集めていきたいと思いますというようなことを農業委員としても進めていきたいと思いますという感じでなっております。

次のページで、日常活動の記録・共有ということで、活動記録簿等に必ず残すということで、後で説明しますが、これをちゃんと付けてくださいと、何の説明会に行っても結構言われます。ここでは「具体的な活動状況と成果を示すこと」ということで、各委員がどのように活動し、どういった成果を出したのかを活動日誌や活動記録簿に記録してくださいと言われております。

飛びまして28ページ、そういう活動に対する国の交付金があって、町が申請していますよというのもあります。

30 ページ、遊休農地の発生防止・解消ということで、遊休農地対策の3ステップということで、ここで一番大きいのは農地利用状況調査、パトロールになりますけども、遊休農地の発生防止・解消は農地等の利用の最適化の一つに位置づけられていますということで、また農地法では「当該農地の農業上の適正かつ効率化な利用を確保するようにしなければならない」ということで、とにかく遊休農地はよくないよということが書いてあります。

32 ページ、農地パトロール、利用状況調査。先ほども言いましたけど、7月下旬から町内の農地を全筆調査していただくのですが、農地法第30条に基づき農業委員会は毎年1回、管内すべての農地の利用状況について調査を行うことが義務付けられておりますということで、パトロールの目的というと、3点書いてありますが、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止・早期発見ということになっております。

35 ページを見ていただいて、パトロールですけども、どうやるのかということ、タブレット端末でしますけども、目視ですと一筆毎に車でだいたい二人一組で運転しながら眺めてタブレットに入力していくのが基本的な活動となります。7月の総会の折にお話をさせていただきます。

次のページ行きます。第3章ということで、最初に説明した4つの業務の1つです。農表委員会法第6条1項業務ということで、まず農地法に基づく業務で、貸し借りに3つあると言いましたが、その一つです。農地の権利移動の許可、第3条、農地の売買・賃借等による権利移動には農地法第3条の規定による農業委員会の許可が必要ということで、毎月14日締めで申請書を出していただいて、その月の総会で協議をしていただいている状況です。

農地転用の意見送付、第4条・第5条ということで、農地を農地以外に転用する場合、農業委員会を經由して県知事の許可が必要ということで、こちらも現地調査も含めて申請の内容が妥当かどうか調査していただいています。

農地の利用状況調査、農業委員・推進委員が毎年8月頃、本町では7月下旬から管内の全ての農地の利用状況を調査します。となっています。

2番、農業経営基盤強化促進法（基盤法）に基づく業務ということで、これが貸し借りの方法の2つ目ですけど、イ、農用地利用集積計画の決定ということで、市町村は関係権利者の同意を得るとともに、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を作成するというので、町がこの計画を作るのに農業委員会の意見が必要ということで、その統制を事前にしているという内容です。

最後のページ、3番、農地中間管理事業の推進に関する法律ということで、農用地利用配分計画案に対する意見（第19条）ということで、市町村等は、計画案の作成に当たり必要に応じて農業委員会の意見を聴くと、先ほどと一緒に、意見を聴かれますのでそれを協議していきます。

人農地プラン等の話し合いの協力ということで、この辺が農業委員さんたちも積極的に参加してくださいと言われておりますので、制度改正でどこまで義務付けられているか分からないですけど、この辺がまた新たな活動で増えてくる見込みとなっています。

最後に、農業振興地域の整備に関する法律ということで、さきも言いました農振農用地とかそういうものの指定に対する意見を言うのが法的な活動の一つとなっております。

一応ざっと説明しました。また夏ごろこれをお配りします。眺めといていただきたいなと思います。

すみません、続けて申し訳ないですけど、活動記録についてです。前から推進委員・農業委員されている方は何回も説明をさせていただいていますけども、この表を作っています。これは事務局で作成したものですけども、こうした方がいいよ、これはよくないよとか、あればご意見をいただきたいなというところを含めてですけど、今、国の方から農業委員さん達に月に10日以上最適化に係る活動をしてもらってくださいという話が来ております。今実際にこのオレンジ色の冊子を出してもらっていますが、なかなか皆さん書きづらいのか、日数が足りないなというのがあるので、なるべく簡単にしたいなと私が作ってみたのがこれです。

次のページを開いていただいて、これは記入例なので色がいっぱいあって見にくい

もしれないですけど、一番上に書いております現地調査を月 10 日確保するという
ことで、とにかく農地を見た日、現地調査という欄があるのでそこに丸をつける日を 10
日確保してもらえば、もうそれで最適化 10 日ということが達成できるので、これが一
番わかりやすいかなと私が思ったもので書いております。で、現地調査っていうのが
どの程度のものかっていうのは、国からも、畑仕事をするときには周りの農地を見たよ
とか、そこを通った時に荒れてないか見たよとかそういう風のでいいからということ
ですので、例では 1 時間と書いていますが実際 10 分、20 分でもいいと思いますけ
ど、便宜上 1 時間と書いていて、この辺の農地を今日は見たということで現地調査に
丸をつけていただいて、毎月 10 日確保していただくと、これが一番いいかなと思いま
す。青字で書いているのは、清心さんとかには非常に申し訳ないですけど、これは最
適化の活動ではないと、区分されていないということで、総会とか年金の相談とかは
月 10 日の中にカウントされません。

そういうことで、とにかく現地調査を 10 日してもらえれば、農地の相談とかもいいで
すし、農地を見たよっていう日を 10 日、畑に出たよっていう日を 10 日書いてもらっ
て出してもらえれば、あとは事務局で整理しようかなと思いますので。1 日 2 日に出
される方もまだ結構いらっしゃるのでは。

この表を次の総会の時にでも、1 年分お配りしようかなと思っていますので、毎月こ
の現地調査のところに 10 日分〇を付けていただくことを目標にさせていただければな
と思います。

その次の記載例の次のページになりますけども、オレンジ色の冊子の中に入っている
やつです。太い赤で囲んであるところ、ここが最適化に係る活動ということで、この
中にあるやつを 10 日確保してくださいということで、そのなかで現地確認のところ
を赤く囲んでいますけども、これに該当するもの、これで 10 日稼ぎましようというこ
とになっています。

次のページはこのオレンジの冊子に入っている記載例。特に 11 ページの一番上の段
ですけども、記入例 1 ということで、「道すがら荒れている農地がない確認した場合と
いうことで、自分の圃場に向かう途中、〇〇地区の△△の圃場付近に異常がないこと
を確認した」とこれでいいと、これが現地調査ということでカウントしていただいて。

6 月分については今お配りしているこれに書いてもらえればいいかなと思います。

次の総会が 27 日ですけど、ちょっと日付が空くなと思って、今日配って対応してい
ただきたいなと思ったので。今日から 10 日は難しいと思うので、さかのぼって一日から
とか、この辺畑仕事したねというところには現地調査をいれてもらえれば助かります
。よろしくをお願いします。

一番後ろのページで 1, 2, 3 と書いてありますが、まず月別の表に書いてもらって
10 日する。あと 3 番ですけど、具体的な内容があれば、例えば貸し借りの話で、絶対
月別の表には書ききれないと思うので、そのときに冊子を使ってもらって、この日の
詳細は冊子の表に書いているということで、この月別の表に詳細有ということで丸を
つけてもらってどうかと。

議長	<p>これは本当に皆さんの意見をもらって改良点があれば改良していきたいのですが、推進委員さんに渡す前にご意見いただければなということで今日出しております。以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>かなり最初いろいろありますけど、一番大事なのが一番最後に説明していただいた活動記録の記録を残すということが一番今国から言われていて、とにかく記録を残しておかないと事務局が申請とかしにくいので、実際に冊子の中に入っている記録簿は非常に書きにくいです。自分もパソコンで書くからデータを持って行ったら、一枚に二日分しか書かれないし、とにかく書きにくいので、一か月分の一覧表を作ってもらったときに、これは意外と書きやすいのかなと、書く時にぼんぼんはまっっていくのかなと思います。そのなかでもうちょっとこうしたらいいのではないかとありましたら、ぜひ挙げてもらえれば、進化していくような形に出来ればと思います。</p> <p>今聞いてからなかなかないかとは思いますが意見がありましたらお願いします。</p>
川井委員	<p>10番の川井です。この活動記録簿はさっそく今日からつける感じですか。</p>
事務局	<p>そうですね。任期としては一応昨日からになっているので、さっそくつけていただくと助かります。</p>
川井委員	<p>田んぼに行ったり、私は法音寺・菅無田・坂本ですけど、嬉野とか国道を通過して見通すことはできますので。</p>
事務局長	<p>それで大丈夫です。</p>
川井委員	<p>毎月定例会で提出したらよろしいですか。</p>
事務局	<p>そうですね。そうなります。</p>
川井委員	<p>月別の表については、冊子に転記しなくてはいけないのですか。</p>
事務局	<p>詳しい内容を書きたいときだけ冊子に書いてください。絶対冊子を出さないと決まりはなくて、代用になるものがあればそれでもいいという規定があるので、とにかく現地調査だけだったら、ほぼ書くことがないと思うんですよね。どこら辺を見たとか書くことがないので、その時はこの月別の表だけに書いてもらえればいいです。</p>
川井委員	<p>一覧に書けない部分は冊子に書けばいい？</p>

事務局	そうです。現地調査でももし書きたいことがあれば冊子に書いてもらって
川井委員	転記の必要はない？
事務局	はい、ないです。
川井委員	わかりました。
森計人委員	現地調査って何？どういったものがあるの？見るだけでいいのか？その辺の雰囲気から教えていただければ
事務局	今言われている、見るだけでいいです。何か実際詳しく掘り下げていかないといけな いっていうのは言われていないので、この辺をチラッと見たっていうのも大丈夫で す。
森計人委員	よく田んぼが植わっていた、木が植わってた、でいい？
事務局	はい。担当の地区っていうのもあるかもしれませんが、基本的に農業委員さんは全地 区に対する委員さんですので、たとえば今日総会に来る途中に蔵本あたりを見た とか、それでもいいです。
出口委員	4番出口ですけど、ちょうどちがが一番山の上で、会社に出るとき帰る時がちょうど みんな部落を回れるとですよ。そういう風なものも見たと書いていいのですか。
事務局	はい、いいと思います。
宮脇委員	極端に言ったら、町内全体をこれに落とし込んでいいと、見ましたと、通りましたと、 していいということですね。
事務局	そうです。運転しているときにチラッと見ればそれでいいということですね。
宮脇委員	詳細は書かなくていいと、現地調査で落とし込めば冊子は書かなくていいということ ですね。
事務局	見ただけっていうのは表だけですね。とにかく○をしておいてもらえれば
議長	いろいろ相談とかされて、相手方がいて、っていう場合は冊子に書いてもらえれば

宮協委員	はい
議長	<p>結構記録簿って頭では覚えていてもすぐ忘れてしまって、こういう風に簡単に書いていってもらえれば助かるかなあとと思います。実際に農地のことで相談されたときを覚えていないんですね。その他のところに名前だけでも書いておいていけば、後から何とか書けますので。いろんな使い方をして、改良していければと思います。</p> <p>その他にはないですかね。また随時、進化させるように、つけやすいようにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>今、事務局の方から一方的に話があつてきて、紹介もなかなか分かりにくいところもあると思いますけど、実際総会の中で議案が上がったとき、議案を含めて事務局も説明していくと思いますので、その件はよろしくお願ひします。</p> <p>この件に関しては他に何もなければ先に進みますけどよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、最後となりますが、(4) 農業委員報酬及びその他関係事項について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次第の最初のページ、1 ページの下の方から (4) 農業委員報酬及びその他関係事項について、ということで、報酬についてですけれども、会長が年額 288,000 円、他の委員が 224,000 円となっていて、その下に報酬支給月とありますが、年 4 回に分けて 7 月、9 月、12 月、3 月に 3 月分お支払いいたします。会長が 72,000 円、委員が 56,000 円ずつという支払いになっております。</p> <p>その下に書いてありますけれども、互助会費、月 3,000 円、互助会 1,500 円プラス旅費積立 1,500 円ということで、互助会費につきましては一番後ろのページ、反対側のページ、10 ページに互助会会則をつけています。真ん中ら辺の第 6 条ですけども、「会員はこの会の会費として月額 1,500 円を委員報酬時に負担しなければならない」ということで、基本的に皆さん互助会に加入をしていただいて、この互助会費 1,500 円と、あと何年前からしているか分かりませんが、旅費の積み立てです。研修旅費の積立を 1,500 円、併せて 3,000 円分ですね。報酬から天引きというかたちで徴収をさせていただきます。</p> <p>あとその下が全国農業者新聞購読料ということで、月額 700 円、これも、農業委員さん推進委員さん基本的に皆さんに加入をお願いしております。現状皆さんに加入いただいている状態で、新任の読まれていない方はぜひ登録をお願いしたいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今までの件でご質問等ございましたらお受けします。</p>

宮脇委員	互助会の規則の第3条の会長、副会長を決めて
事務局	いつもどのタイミングで決めていますか
宮脇委員	推進委員さんも含めてしますか。
事務局	前は副会長が森さんでした？
宮脇委員	そうです。
事務局	次の総会の時に決めようかなと
宮脇委員	それはどうでもいいのですが、それを含めて検討しといた方が
議長	次の総会の時に、部会員も含めて考えようかなと思っていますけど、部会委員の割引、互助会の会長・副会長、案内も含めて協議できればと
宮脇委員	はい
議長	その他ないでしょうか。 ないようでしたら、これで終わりたいと思いますけども、長時間にわたり初総会お疲れ様でした。早速来週定例総会がありますけど、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます、本日の会を閉会します。大変お疲れ様でした。